



第5号様式（第5条関係）

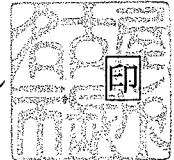
行政文書公開決定等期間延長通知書

29 観ナ第 83 号
平成 29 年 12 月 12 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成 29 年 11 月 29 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	<p>平成 29 年 5 月 8 日開催の「名古屋城天守閣整備検討会議」（第 2 回）議事録、配布資料（web 掲載以外）</p> <p>「名古屋城天守閣整備検討会議」広報・広聴、機運醸成部会 議事録・内容がわかるもの、配布資料</p> <p>「名古屋城天守閣整備検討会議」広報・広聴、機運醸成部会 WG 議事録・内容がわかるもの、配布資料</p> <p>「名古屋城天守閣整備検討会議」天守閣整備部会 議事録・内容がわかるもの、配布資料</p> <p>「名古屋城天守閣整備検討会議」天守閣整備部会 WG 議事録・内容がわかるもの、配布資料</p> <p>「名古屋城天守閣整備検討会議」おもてなし部会 議事録・内容がわかるもの、配布資料</p> <p>「名古屋城天守閣整備検討会議」おもてなし部会 WG 議事録・内容がわかるもの、配布資料</p>
名古屋市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定による決定期間	<p>平成 29 年 11 月 29 日 から 平成 29 年 12 月 13 日 まで</p>
延長する期間	<p>平成 29 年 12 月 14 日 から 平成 30 年 1 月 12 日 まで</p>
延長の理由	<p>一時的な業務量の増大により名古屋市情報公開条例第 11 条 1 項に定める期間内の公開が困難なため。</p>
備考	<p><期間の延長決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室 TEL 052-972-2406</p>